

令和5年度第12号

# スポ振だより3月号

柴田町教育委員会 スポーツ振興課

改めて!!

## 令和6年度の学校体育施設使用団体登録について

学校の体育施設を使用したい団体は、事前に「学校体育施設利用団体登録」が必要です。登録できる団体は、下記の条件を満たしている団体です。

**※登録について、相談がある場合はスポーツ振興課へご連絡ください。**

### 登録条件

- 町内に住所を有する10人以上で構成される団体
- 成人の責任者がいる
- 傷害保険に加入している

**【受付開始:令和6年3月1日(金) ~ 初回利用予定日の7日前までに提出】**

## 令和6年度の減免登録について

事前に提出!

減免対象団体は柴田町体育協会加盟団体や柴田町スポーツ少年団、部活動親の会などです。

該当する団体は施設利用予定日の7日前までに提出をお願いします。  
添付資料として、令和6年度の総会資料の提出をお願いします(柴田町体育協会や柴田町スポーツ少年団に加盟している事が分かる書類)

総会が4月以降に行われる場合はその旨をスポーツ振興課へ報告し、総会終了後速やかに提出してください。

**【受付開始:令和6年3月1日(金) ~ 初回利用予定日の7日前までに提出】**

## ネーミングライツについて

### マツケンフレンドテニスコート

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間、株式会社松浦組様と館山テニスコートのネーミングライツ契約締結を行いました。

愛称名は「マツケンフレンドテニスコート」です。

新たな愛称とともに、マツケンフレンドテニスコートをよろしくお願いいたします。



## お知らせとお願い

### 1. 学校・社会体育施設の申請・納入時間について

申請及び納入する時間・期限を厳守してください。申請は使用しようとする7日前、納入は3日前となっております。当日の貸し出し・使用延長はしておりません。また、キャンセルする場合は、施設の代行員の配置の都合上、必ず3日前までにご連絡ください。(3日前が休日の場合は、その前の平日まで)

やむを得ず、休日や夜間使用でキャンセルする場合は、直接代行員又は施設へ必ずご連絡ください。(スポーツ振興課での受付は、平日8:30~17:15となっております。)

時間を  
守ろう!

### 2. 使用時間の徹底について

申請書に記入する時間は**準備から撤去するまでの時間**になります。

許可した時間を超えての施設使用や廊下・駐車場でのミーティング等は次に使う団体のご迷惑となりますので、必ず許可された時間内で撤去をおねがいします。

### 4. 硬式野球・硬式ソフトボールの使用制限について

(阿武隈川運動場等の硬式野球ボールでの試合不可)

阿武隈川運動場野球場と並松運動場の各施設では、硬式野球ボールと硬式ソフトボールを使用した試合・実戦形式での打撃練習、フリーバッティングは、歩行者や地域住民の安全確保のために禁止しています。硬式ボールを使用した試合・実戦形式での打撃練習等を行う際にはアステムチャレンジスタジアムのご利用をお願いします。

ダメ!